

東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部における公的研究費の管理及び監査に関する規程

平成 19 年 10 月 27 日 制定

平成 22 年 10 月 16 日 最終改正

(目的)

第 1 条 この規程は、東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部（以下「本学」という。）における公的研究費（文部科学省若しくは同省が所管する独立行政法人又はその他の国若しくは公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型研究資金をいう。以下同じ。）の管理及び監査に関し必要な事項を定め、もって本学における公的研究費の適正な取扱いを図ることを目的とする。

(公的研究費の最高管理責任者)

第 2 条 本学に、公的研究費の最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

- 2 最高管理責任者は、本学の公的研究費の全体を統括し、その運営及び管理について最終責任を負う。
- 3 最高管理責任者は、学長とする。
- 4 最高管理責任者は、次条第 1 項に定める統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理ができるように、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境及び体制の構築を図るものとする。

(公的研究費の統括管理責任者)

第 3 条 本学に、公的研究費の統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する。
- 3 統括管理責任者は、家政学部長とする。

(公的研究費統括管理委員会)

第 4 条 本学に、公的研究費統括管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 公的研究費の運営及び管理に係る企画及び推進に関する事項
 - (2) 第 5 条に定める不正防止の計画の推進に関する事項
 - (3) 第 8 条に定める監査の実施等に関する事項
 - (4) 公的研究費の取扱いにおける不正な行為の調査等に関する事項
 - (5) その他最高管理責任者が指示する事項
- 3 委員会は、委員長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 大学及び短期大学部の各学科長
 - (2) 企画課長
 - (3) 事務局長
 - (4) 総務課長
 - (5) 会計課長
 - (6) その他委員長が必要と認めた者
- 4 委員長は、統括管理責任者をもって充てる。
- 5 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(不正防止計画)

第5条 最高管理責任者は、公的研究費の不正な取り扱いを防止するために必要な計画を策定し、これを実施するものとする。

(公的研究費の適正な管理、執行等)

第6条 公的研究費を取り扱う者(公的研究費の配分を受ける者及びその事務処理をする者をいう。以下同じ。)は、公的研究費を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領(平成15年規程第17号)その他の関係法令等並びに本学の関係規程等の定めるところにより、適正に管理又は執行しなければならない。

2 不正な取引に関与したと認められた業者は、本学との取引停止等の処分又は損害賠償請求をすることがある。

(相談及び通報の窓口)

第7条 本学に、効率的な研究遂行を適切に支援するため、公的研究費の事務処理手続及び使用に関し、本学内外からの相談を受け付ける窓口を置く。

2 本学に、公的研究費の取扱いにおける不正行為に関する通報を受け付ける窓口を置く。

3 前二項の相談又は通報を受け付ける窓口は、企画課(第1項の相談のうち、経理に属する事務処理手続き及び使用に関するものは会計課)とする。

4 企画課の長は、不正行為に関する通報があった場合は、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

(監査)

第8条 本学は、公的研究費の管理及び執行の状況について、随時監査を行う。

2 監査員は、委員会の委員のうちからその都度委員長が指名する。

3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、委員会の委員以外の者を監査員に加えることができる。

4 委員会の委員長は、監査が終了したときはその結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

5 最高管理責任者は、前項の報告があったときは、必要に応じ、適切な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の管理及び監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年10月16日から施行する。